案件番号: 120124010

令和6年度

仕 様 書

件 名 令和6年度 関東地方整備局車両管理業務

1. 概要

本業務は、関東地方整備局(以下「発注者」という。)の所掌業務を遂行するにあたり、管内の事務・事業の実施に係る調整をはじめ、地震・異常気象による災害や事故発生時(以下「災害等」という。)の対応で必要となる車両の運行を確保するとともに、これに必要な車両の管理を委託するものである。

受注者は本業務の履行に関し、道路交通法令等を遵守し、交通マナーを守り、安全、正確かつ迅速に業務を実施しなければならない。

なお、本業務は、入札時に企業の業務実績、配置予定の車両管理責任者及び車両管理員の業務経験・能力、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 履行期間及び履行時間

- 1) 本業務の履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 ただし、原則として行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日(以下 「休日」という。)を除いた日とする。
- 2) 本業務を履行する時間は、9時15分から18時00分のうち7時間45分とする。
- 3) 前各項の規定にかかわらず、発注者の業務の都合により必要があると認めたときは、 1) に定める日以外の日及び2) に定める時間以外の時間においても本業務の履行を行うことができるものとする。
- 4)発注者の都合により必要があると認めたときは、宿泊を伴う本業務の履行を行うことができるものとする。
- 5) 前各項の規定にかかわらず、発注者の指示する職員(以下「担当職員」という。) は 5. で定める管理対象車両について、1)に規定する履行期間において、一切の業務の 履行を求めない車両がある場合、車両管理責任者又は車両管理責任者代理に対して前日 までにその指示を行うものとする。ただし、災害等の緊急時に対応する場合はこの限り ではない。

なお、1)に規定する履行期間のうち、一切の業務の履行を求めない日は5.で示す管理対象車両について、計10日を予定している。

- 3. 車両管理責任者、車両管理責任者代理及び車両管理員の選任
 - 1) 受注者は、本業務の履行に際し、車両管理責任者、車両管理責任者代理及び車両管理 員(常時又は定期的に車両を運行・管理する者に代わって臨時的に車両を運行・管理す る者を含む。以下同じ。)(以下「車両管理責任者等」という。)を定めるものとする。
 - 2) 車両管理責任者は、車両管理責任者代理及び車両管理員を兼ねることはできないものとする。
 - 3) 車両管理責任者等は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定 の者でなければならない。

なお、病休、退職、死亡等やむを得ない理由により、車両管理責任者等を変更する場合は、当初の者と同等以上の者を配置し発注者の承諾を得なければならない。

また、20.4)にいう契約期間中に発注者が定める契約違反に該当するような事態そ

の他車両管理業務の品質を確保する上で看過できない事態が発生した場合は、発注者は 受注者に対し、理由を附した書面により車両管理責任者等の変更を求めることができる ものとする。求めに応じ車両管理責任者等を変更する場合は、当初の者と同等以上の者 を配置し発注者の承諾を得なければならない。

- 4) 受注者は、車両管理責任者等を令和6年3月21日までに定め、次の書面により発注 者に提出し、確認を受けること。
 - ①車両管理責任者等届
 - ②車両管理責任者の資格・業務経験
 - ③配置予定の車両管理員の実績等
 - ④車両管理業務を確実に実施するうえで支障のない健康状態であることを誓約する書類
 - ⑤連絡体制表(車両管理責任者及び車両管理責任者代理の連絡先を明記。受注者は、担当職員からの指示等に迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。)
 - ⑥車両管理員で年齢が65歳以上の者に関しては、適齢診断を受診し、運転に支障が無いことを受注者が証明した書面
- 5) 車両管理責任者等の資格は次表のとおりとする。 なお、年数の算定においては、特に定めのない限り、令和6年2月1日現在を基準 とする。

区 分	資	格	等	
車 両 管 理 責 任 者	1年以上の運転管理の ② 3年以上の運転管理	の3に定めるす。 実務経験を有す。 の実務経験を有す。 自動車の実務経験事業 転管理の実務経験に常駐できる者 に常駐できる。 、「自動車の運	全運転管理者の選任を受ける者 する者 まに定める運行管理者の 験を有する者 転手に対し、運転についっ	資格
車両管理 責任者代理	車両管理責任者に求める	資格等に同じ		
車両管理員	の条件を満たす者 ① 平成31年4月1する b)の実務員輸送の3第員和6年3第一分の実務員和6年3第一分の。 a)分別のの運明時間をはいる。 立なは、一年ののではは、一年ののではは、一年ののではは、一年ののではは、一年ののではは、一年ののではは、一年のでは、日本のでは、日本のは、日	示 以者経のにづ者で無 業 を () を	は有する者 は有する者 を含む。 を含む。 を含む。 を含む。 を含む。 をおる。 をはまる。。 をはまる。 をもな。 をも。 をもな。	又 さ 者を 和 を 上

4. 車両管理責任者等の業務

車両管理責任者等は、以下の業務内容について適正に履行しなければならない。

1) 車両管理責任者

- 一 車両管理責任者は、本業務全体を管理し本業務に支障をきたさないよう対策を講じなければならない。
- 二 車両管理責任者は、災害等の緊急時を含め常に車両管理員に対し迅速かつ確実に連絡出来る体制を整備しておかなければならない。
- 三 車両管理責任者は、車両管理員の健康状態に留意し、良好な状態を保つよう努め、本業務の遂行に支障がないようにしなければならない。また、車両管理責任者は、車両管理員の健康状態について担当職員から報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 四 車両管理責任者は、本業務の円滑な履行を図るため、担当職員と毎月10日までに 打合せを行うものとし、その結果について車両管理業務打合簿(様式3)に記録し相 互に確認しなければならない。

また、車両管理責任者と担当職員は、必要の都度打合せを行うものとし、その結果 についても車両管理業務打合簿(様式3)に記録し相互に確認しなければならない。

- 五 車両管理責任者は、一日の業務が終了したときは車両管理員に車両管理確認日誌 (様式1)を作成させ担当職員に提出しなければならない。
- 六 車両管理責任者は、車両管理確認日誌(様式1)に基づき毎月分の車両管理実績報告書(様式2)を作成し、翌月10日までに担当職員に提出しなければならない。
- 七 車両管理責任者は、担当職員から運行計画、その他車両管理に関する指示を受けた 後、車両管理員に対し、当該運行計画、その他運行に関わる必要な情報及び指示事項 について明確に指示しなければならない。
- 八 車両管理責任者は、担当職員から運行計画等の変更指示を受けた場合は迅速かつ確 実に車両管理員に変更の指示を行わなければならない。
- 九 車両管理責任者は、道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備について、 車両管理員に実施させなければならない。また、車両管理員が日常点検で異常を発見 した場合、又は車両運行中に異常が発生した場合は直ちに報告させ、適切な措置を講 じるよう指示するとともに、担当職員に速やかに報告し、その指示に従うこととする。 なお、整備、洗車等を本業務の履行時間外に行う必要がある場合には、担当職員か らの指示もしくは承諾を得て車両管理員へ指示するものとする。
- 十 車両管理責任者は、車両の運行前及び運行後に目視等による確認の他受注者が用意するアルコール検知器(国家公安委員会が定めるもの)により車両管理員の酒気帯びの有無を確認し、確認した内容を記録し、担当職員に提出しなければならない。

2) 車両管理責任者代理

車両管理責任者代理は、発注者が車両管理責任者に連絡が取れない場合において、 車両管理責任者に代わり発注者の指示又は連絡を受ける任にあたるものとし、車両管 理員に対し必要な指示又は連絡を迅速かつ確実に行わなければならない。

3) 車両管理員

- 一 車両管理員は、本業務の履行にあたっては、車両管理責任者(車両管理責任者代理 を含む。以下、4. に同じ。)の指示のみにより業務を行うものとする。
- また、常に委託車両が良好な状態で運行できるよう管理しておかなければならない。 二 車両管理員は、道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなけれ ばならない。また、運行中等で異常が発生したときは直ちに車両管理責任者に報告し なければならない。
- 三 車両管理員は、車両の運行中は安全運転に専念し運転業務が終了したときは、その 旨を速やかに車両管理責任者に報告しなければならない。
- 四 車両管理員は、一日の業務が終了したときは車両管理確認日誌(様式1)に当日 行った8.に規定する業務全ての内容を記載し車両管理責任者に提出しなければならない。

なお、事前に車両の運行予定があったものの、当日車両の運行がなかった場合及び 災害等の緊急事態における待機についても、その旨記載すること。

五 車両管理員は、委託車両の整備、洗車等を原則として 2.2)に規定する業務の履 行時間内に適宜行うものとする。 なお、整備、洗車等を本業務の履行時間外に行う必要が生じたときは、車両管理責任者の指示を得て行わなければならない。

5. 管理対象車両

1) 発注者が受注者に管理を委託する車両は、以下のとおりである。

① 小型貨物自動車 ホンダ ステップワゴン (横浜504は807 1,990cc) 初年度登録:平成25年12月 (取得価格:2,063,104円) 走行実績:178,231km(R5,12月末時点)

② 小型貨物自動車 ホンダ ステップワゴン (横浜504ま2932 1,990cc) 初年度登録:平成26年12月 (取得価格:2,067,536円) 走行実績:136,089km(R5,12月末時点)

③ 小型貨物自動車 ニッサン セレナ (横浜505め1540 1,190cc) 初年度登録:令和4年10月 (取得価格:3,345,021円) 走行実績:10,823km(R5.12月末時点)

④ 小型貨物自動車 ニッサン セレナ (横浜505は9654 1,997cc) 初年度登録:令和2年9月 (取得価格:2,537,728円) 走行実績:28,045km(R5.12月末時点)

⑤ 小型貨物自動車 ニッサン セレナ (横浜505に9152 1,997cc) 初年度登録:令和元年6月 (取得価格:2,294,560円) 走行実績:46,914km(R5.12月末時点)

⑥ 小型貨物自動車 トヨタ シエンタ (横浜505と6377 1,490cc) 初年度登録:平成30年10月 (取得価格:1,830,600円) 走行実績:33,418km(R5.12月末時点)

⑦ 乗合自動車 三菱 ローザ (横浜200さ2794 2,998cc)初年度登録:令和3年8月(取得価格:8,181,660円)走行実績:20,107km(R5.12月末時点)

⑧ 小型貨物自動車 ホンダ ステップワゴン (横浜504ぬ7947 1,990cc) 初年度登録:平成25年6月 (取得価格:2,219,340円) 走行実績:128,178km(R5.12月末時点)

なお、発注者の事情により、車両を変更(車両の増減を含む。)する場合は、受注者に対して事前に通知するものとする。 この場合、契約金額等を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して 定めるものとする。

2) 管理を委託する車両の保管場所は、以下のとおりである。

①、② 横浜市中区北仲通5-57 関東地方整備局 地下駐車場 ③~⑦ 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 車庫 ⑧ 横浜市神奈川区橋本町2-1-4 横浜港湾空港技術調査事務所 車庫

- 3) 常に運行できる体制をとるべき台数は、7台とする。
- 4)業務の都合等により、車両管理責任者等以外の者が運行する場合もある。

6. 運行区域

管理対象車両を運行する区域は発注者の所掌事務に係る事業区域(別紙1)及び発注者が別途指示する区間とする。

7. 基本走行距離

管理対象車両1ヶ月あたりの基本走行距離は、以下のとおりとする。

```
①小型貨物自動車 ホンダ ステップワゴン(横浜504は 807) 1. 200km/月
②小型貨物自動車 ホンダ ステップワゴン(横浜504ま2932)1, 200km/月
③小型貨物自動車 ニッサン セレナ
                     (横浜505め1540)
                                   700km/月
④小型貨物自動車 ニッサン セレナ
                                   700km/月
                     (横浜505は9654)
⑤小型貨物自動車 ニッサン セレナ
                                   700km/月
                     (横浜505に9152)
⑥小型貨物自動車 トヨタ シエンタ
                                   700km/月
                     (横浜505と6377)
         三菱 ローザ
⑦乗合自動車
                     (横浜200さ2794)
                                   700km/月
⑧小型貨物自動車 ホンダ ステップワゴン(横浜504ぬ7947)
                                   800km/月
```

8. 業務内容

- 1)業務の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 車両の運行前点検(別添1)
 - イ 車両の保守点検及び管理(車検及び法定定期点検整備を除く。)
 - ウ 車両の運行
 - エ 燃料及び油脂類等の補給
 - オ 車両の清掃
 - カ 車両の運行に際し、一時的に必要となる支払業務
 - キ 事故処理に関する事務
 - ク 自動車保険に関する事務(自動車損害賠償保障法に基づく強制保険に係る事務を 除く)
 - ケ 道路交通情報の収集及び収集情報の運行業務への反映
 - コ 前各号の業務に附帯する業務
- 2) 車両の運行に際し、次の各号に要する費用は発注者が負担するものとする。
 - ア 有料道路等の通行に関する費用
 - イ フェリー等の乗船に関する費用
 - ウ 業務の必要により予め担当職員が認めた駐車料金
- 3)次の各号に掲げる業務等の費用については、発注者の負担とする。
 - ア 車検・法定定期点検整備
 - イ 自動車損害賠償保障法に基づく強制保険に係る事務
 - ウ タイヤ、バッテリー、ベルト類、タイヤチェーン、シートカバー等の交換購入、エ アーコンディショナー、タイヤパンク等の修理調整。 ただし、受注者の責めに帰すべき事由による修理等の費用は、受注者の負担とする。
- 9. 燃料、油脂類及び消耗品

次表に掲げる燃料、油脂類及び消耗品については、受注者が自らの負担により行うこと。

区 分	種	類 等
燃料	小型貨物自動車	ガソリン(レギュラー等車種に適合したもの)
	乗合自動車	軽油
油脂類 (交換周期が1年 未満のもの)	エンジンオイル、オ・	イルエレメント、グリース
通常の車両管理に 必要な消耗品	一タ液、油膜とり、	ー液、バッテリー液、ワックス、ウエス、ラジエ くもり止め、消臭剤、タイヤクリーナー、セーム ド、ワイパーゴム、不凍液、シャンプー、洗車ブ

ラシ、洗車スポンジ、ホイールブラシ、毛ばたき、バケツ、タール落とし、手袋、ジャッキ、工具類、アドブルー等

補給する油脂類及び消耗品は、車種によるメーカー指定品又は同等品以上とする。 また、受注者は、車両の走行距離が概ね4,000km毎にエンジンオイルを交換するものとし、オイルエレメントはエンジンオイルの交換2回につき1回交換するものと する。

10. 車両管理業務費用負担区分

上記8. ~9. に掲げる内容を含む本業務の履行に伴う費用については、別紙2「車両管理業務費用負担区分表」によるものとする。

11. 自動車保険の加入

1)次の補償金額以上の自動車保険に受注者の負担により加入すること。なお、受注者が契約を締結する自動車保険は、運転者年齢条件、限定運転手等の条件は付けないものとし、受注者の定める車両管理員以外の者(受注者に限る)が車両を運行した場合においても保険の適用が可能なものとする。

対人賠償 無制限 対物賠償 無制限 搭乗者賠償 1名につき1000万円以上 車両保険 当該車両査定額

2) 受注者は、前項により自動車保険契約を締結したときは、遅滞なくその保険証券等を発注者に提示し、その写しを提出しなければならない。

なお、直ちに提出できないときは、契約締結を証明できる関係書類を提出しなければならない。

12. 一般事項

- 1) 車両の運行計画については、運行の前日までに、担当職員から車両管理責任者又は車両管理責任者代理に提示し、その者から車両管理員に指示すること。
- 2) 車両管理員は、車両を常に良好な状態に保持するものとし、善良なる管理者の注意を もって車両の管理を行い、本業務以外に車両を使用してはならない。
- 3) 車両管理員は業務履行中に事故が発生したときは、応急処置にあたるとともに直ちに その状況を車両管理責任者又は車両管理責任者代理に報告し、車両管理責任者又は車両 管理責任者代理は担当職員に速やかに連絡しなければならない。 また、事故の処理に関する事務については、受注者が責任をもって行うこと。
- 4) 車両及びこれに附帯する物品類を受注者の管理上の責に起因して損傷したときは、受 注者において修理しなければならない。また、車両で交通事故を起こした場合も受注者 において修理すること。

13. 災害等の緊急時の出動

発注者は、災害等が発生した場合、車両管理責任者又は車両管理責任者代理に対し、車両管理員を緊急召集し、災害現場等に出動させることを指示できるものとする。 この場合、担当職員からの指示があってから60分以内に、運行できる体制を確保する ものとする。ただし、担当職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

14. 必要な知識等の確保

1) 受注者は、車両管理責任者等に対して、業務着手前に次の内容の研修を実施し、契約

締結時に安全教育等実施報告書(様式4)を、発注者に提出しなければならない。

ア 安全・円滑な運行に関する知識・技能を習熟するために道路交通法令等遵守の安全 運転教育

- イ 発注者の事業区域、主たる関係機関及びその周辺部の地理的状況を習熟させる研修 ウ 発注者から教示を受けた事務所等の業務に関する知識を習熟させる研修
- 2) 受注者は、車両管理責任者等を変更する場合においても、前項の研修を実施し、安全 教育等実施報告書(様式4)を提出しなければならない。
- 3) 受注者は、道路交通法令等の改正があったとき及び発注者が必要と認める場合には車両管理責任者等に対し、その都度研修等を実施しなければならない。

15. 検査

本業務の検査は、1ヶ月毎に行うものとし、当局検査職員の給付完了の確認をもって検査とする。

16. 支払

代金は毎月精算払とし、前項の検査完了後、受注者からの適法な請求書を発注者が受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし、解約等により履行期間内に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、当該月の日数により日割計算とする。この場合1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

17. 個人情報の取り扱いについて

- 1)受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務を履行するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2)受注者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3) 受注者は、本業務を履行するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- 4) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務を履行するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 5) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務を履行するために発注者 から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 6) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務を履行するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。
- 7) 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを 知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。本業務が終 了し、又は解除された後においても同様とする。
- 8) 受注者は、本業務を履行するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者指示又は承諾によ

り個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(様式5)を発注者に提出しなければならない。

- 9)発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。 また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報 告を求め、又は検査することができる
- 10) 受注者は、本業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。
- 11) 受注者は、本業務の従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

18. 秘密の保持

- 1) 受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、車両管理責任者等に対し、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3) 前各項に規定する秘密の保持は、本契約終了後も有効に存続する。
- 19. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - 1)受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2) 1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を 記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- 3) 1) 及び2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4)暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

20. その他

1) 超過料金等については、次により算出する。

ア 過不足走行距離

1ヶ月あたりの基本走行距離を超過したときは、超過した走行距離に過不足走行料を乗じた額を支払うものとし、基本走行距離に満たないときは、その距離に過不足走行料を乗じた額を基本月額から控除する。

過不足走行距離の算定に当たっては、車両毎に算定することとし、5.4)により車両管理責任者等以外の者が運行した距離も含めて算定するものとする。

イ 業務を履行しなかった場合

発注者の指示により一切の業務の履行をしなかった日があるとき、又は受注者の 責任に帰すべき事由により業務を遂行できなかったときは、その日数に基本日額を 乗じた額(時間単位の場合は、その時間数に1時間あたりの単価を乗じた額)を基 本月額から控除する。

なお、業務を履行しなかった日及び時間数は1ヶ月分を合計するものとし、その合計に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げるものとする。

ウ 履行時間外に業務を履行した場合

2.2)で定める履行時間以外又は休日に業務を履行した場合は、1時間につき 「履行時間外に業務を履行した場合(上記以外の時間)」又は「休日に業務を履行 した場合(上記以外の時間)」により算出する金額を支払うものとする。なお、午 後10時から翌日午前5時までの間は、「履行時間外に業務を履行した場合(22時から翌日5時まで)」又は「休日に業務を履行した場合(休日の22時から翌日5時まで)」により算出する金額を支払うものとする。

ただし、履行時間外の時間数は1ヶ月分を合計するものとし、その合計に1時間 未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨 てるものとする。

エ 宿泊を伴った場合

業務履行上宿泊が生じた場合は、1泊につき宿泊料相当額を発注者が負担するものとする。

2) ETCが使用できない有料道路を通行する場合は、受注者が通行料の支払を行い、通行料領収証を発注者に提出するものとする(発注者が高速券を提供できる場合を除く)。フェリー等に乗船する場合は、受注者が車両及び車両管理員に係る乗船料の支払を行い、乗船料領収証を発注者に提出するものとする。

業務の必要により予め担当職員が認めた有料駐車場に駐車した場合は、受注者が駐車料金の支払を行い、駐車料領収書を発注者に提出するものとする。

上記の支払については、当該業務を実施した月毎の精算払いとする。

- 3) 低入札価格調査を経て契約を行った場合については、業務の履行に必要な知識及び提案事項等の車両管理員への研修等の教育の実施状況、車両管理責任者及び車両管理責任 者代理の車両管理員に対する指導状況及び本業務に係るコストの内訳その他の車両管理 業務の品質の確保の観点から必要な事項について概ね年3回程度、報告書(様式6)の 提出を求めるものとする。
- 4) 受注者は、契約期間中に発注者が定める契約違反に該当するような事態その他車両管理業務の品質を確保するうえで看過できない事態(別紙3)が発生した場合は、当該事態の具体的な内容を速やかに書面にて発注者へ報告しなければならない。なお、車両管理業務の品質を確保するうえで看過できない事態が発生した場合の報告は(様式7)によるものとする。
- 5) 受注者は、本業務において提案された総合評価項目について、適切に履行すること。 ただし、受注者の責めによらない理由により、提案された総合評価項目が履行できない場合で、発注者の承諾を得たものはこの限りではない。
- 6) 本仕様書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以上

車両管理確認日誌

年 月	日(曜)	車市				車両 管理員	
業務内	容※1、※2		時間	* 3	走行距離※4	同	乗者及び人数
				分~ 分	Km		
始 業 時 間	時		分	前日の	の累計キロ数		Km
終業時間	時		分	本日の	の走行キロ数		Km
時間外割増	時		分	走行	キロ数累計		Km
の対象時間数	(深夜) 時		分	燃	料給油量		Q
有料道路通行料							
備考							
	□運行前酒気帯で	び無し	し確認済		□運行後酒	気帯び無し	〕確認済

- (注) 徹夜作業における日の区分は、0時をもって行うこと。
- ※1 業務内容には、車両管理を行った内容を記載し、運行を行った場合は行き先(経由地を含む)を 記載すること。
- ※2 運行予定が入っていたが、当日運行がなかった場合も業務内容にその旨記載すること。
- ※3 業務に要した時間を記載すること。
- ※4 業務内容が運行の場合は走行距離(単位:km)を記載し、それ以外は「一」を記載すること。
- ※5 災害等の緊急事態に伴い待機の指示があった場合は「待機(〇〇のため)」と記載すること。

(様式2)

車 両 管 理 実 績 報 告 書

令和 年 月分

管理対象車両:

月日	運行時間		時間外(田			距離 (km)	給油 (L)	オイル (L)	宿泊	備考
ЛЦ	连门时间	平日	平日深夜	休日	休日深夜	(km)	(L)	(L)	111 /11	I/A 75
										<u> </u>
										<u> </u>
	合 計									

車両管理業務打合簿

発	議	者		発注	者		受注	者	発	議年	月日	∃	令	和	年	E	月		日
発	議事	項	口指	示	□協議		通知	□承	諾	□提	出	□≢	设告	口眉	届出		その他	ሷ ()
業	務	名																	
(内	容)																		
処	発	上記	につ	いて	口指:口そ(口協	. 議・	· 🗆	通知	1 • [〕受	理	しま	ます。		
理	注者																		
												수	和		年	F	1	日	
回	受	上記	につ	いて	ロアf ロそ(□提	出•		報告	. • [□届	出	しま	€す。		
	注				<u></u> С ,)) IE	. (,											
答	者											令	介和		年	F	1	日	
	(注	三) 打	合せの	の都原	度 2 部 何	乍成	ι,							坦士	当職		車	両行	管理

各々保管する。

担当職員	車両管理 責 任 者

(様式4)

令和 年 月 日

(発注者)

様

(受注者)

安全教育等実施報告書

実施日	令和	年	月	日	
	12.11		7,	н	
実施場所					
参加者氏名					
研修等内容					

(様式5)

令和 年 月 日

証 明 書

(発注者)

様

受注者:

証明者:

業務名:

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

(※証明者について、「車両管理責任者」が行うものとする。)

(様式6)

令和 年 月 日

報告書

(発注者)

様

(受注者)

担当者名

車両管理業務仕様書 20. その他 3) に基づく報告を以下のとおり行います。

- 1. 車両管理員への研修等の教育の実施状況
- 2. 車両管理責任者の車両管理員に対する指導状況
- 3. 低入札価格調査時に提示したコストの内訳の状況
- 4. その他発注者が必要と認める事項

(様式7)

令和 年 月 日

(発注者)

様

(受注者)

発注者の定める品質を確保する上で看過できない事態についての報告

標記について、「発注者の定める品質を確保する上で看過できない事態」が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1. 発生日時
- 2. 発生場所
- 3. 車両管理員氏名
- 4. 車両番号
- 5. 看過できない事態の具体的な内容
- 6. 上記5についての具体的措置、今後の対応方針等

運行区域等

関東地方整備局管内

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県

◇主な運行地域

上記整備局管内のうち、東京都内及び神奈川県内

◇関東地方整備局

名 称

関東地方整備局

関東地方整備局首都圏臨海防災センター

鹿島港湾•空港整備事務所

鹿島港湾・空港整備事務所 茨城港出張所

千葉港湾事務所

東京港湾事務所

東京空港整備事務所

京浜港湾事務所

東京湾口航路事務所

特定離島港湾事務所

横浜港湾空港技術調査事務所

◇主な関係機関等

名 称

国土交通省

関東地方整備局(さいたま庁舎)

九段第二合同庁舎

茨城県庁

千葉県庁

東京都庁

神奈川県庁

千葉市役所

横浜市役所

川崎市役所

横須賀市役所

所 在 地

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

神奈川県川崎市川崎区東扇島 58-15

茨城県鹿嶋市大字粟生 2254

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦千駄切 552-7

千葉県千葉市中央区中央港 1-11-2

東京都江東区新木場 1-6-25

東京都大田区羽田空港 3-3-1

神奈川県横浜市中区新港 1-6-1

神奈川県横須賀市新港町13

東京都品川区北品川 1-3-12

神奈川県横浜市神奈川区橋本町 2-1-4

所 在 地

東京都千代田区霞が関 2-1-3

埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

東京都千代田区九段南 1-1-15

茨城県水戸市笠原町 978-6

千葉県千葉市中央区市場町 1-1

東京都新宿区西新宿 2-8-1

神奈川県横浜市中区日本大通1

千葉県千葉市中央区千葉港 1-1

神奈川県横浜市中区本町 6-50-10

神奈川県川崎市川崎区宮本町1

神奈川県横須賀市小川町 11

別紙2

【車両管理業務費用負担区分表】

項目	発注者	受注者	備考
1. 法定点検整備(車検・定期点検)			
·法定点検整備代	•		
•自動車重量税	•		
•自賠責保険料	•		
・点検整備に必要な油脂類及び消耗品等			スパークプラグ、エアークリーナー、パワーステアリングオイ
(通常、交換周期が点検整備時期によるもの)	•		ル、クラッチフルード、燃料フィルター、ブレーキフルード、オートマオイル等
2. 一般整備・修理			
・経年劣化による本体部品、付属品取替	•		電球、バルブ類、ブレーキパット、フロアマット、電池(キー用)等
・オプション機器の取替	•		
・タイヤ交換購入、パンク修理	•		
•電気的、機械的故障	•		
・エアーコンディショナー修理調整	•		
・タイヤローテーション、バランス調整		•	夏用タイヤ及びスタッドレス相互の履き替え等
・バッテリー交換購入	•		
・ベルト交換購入	•		
・タイヤチェーン交換購入	•		
・車両管理業務における車両損傷修理		•	事故(自損事故、相手方不詳の事故含)、飛び石等によるフロントガラス損傷等
3. 燃料及び油脂(交換周期が1年未満のもの)			
・燃料(ガソリン)		•	
・エンジンオイル		•	4,000km毎
・オイルエレメント		•	エンジンオイル交換2回に1回交換
・グリース		•	
4. 消耗品類			
・通常の車両管理に必要な消耗品		•	ウィンドウォッシャー液、バッテリー液、ワックス、ウエス、ラジエータ液、油膜とり、くもり止め、消臭剤、タイヤクリーナー、セーム皮、ワイパーブレード、ワイパーゴム、不凍液、シャンプー、洗車ブラシ、洗車スポンジ、ホイールブラシ、毛ばたき、バケツ、タール落とし、手袋、ジャッキ、工具類、アドブルー等
・シートカバー交換	•		
5. その他			
•有料道路等通行料	•		
・フェリー等の乗船料	•		
•駐車場代	•		
•事務用品費等		•	

[※]ただし、受注者の責に帰すべき事由による場合は、上記によらず受注者が負担する。

発注者の定める品質を確保する上で看過できない事態の例

災害対応時に車両管理責任者等に1時間以上連絡不能(勤務時間外を想定)

災害対応時に指定された時間内に運行体制がとれなかった

*ただし、発注者が真にやむを得ないと認める場合は除く。

車両管理業務実施中の死亡事故の発生

車両管理業務実施中の負傷事故の発生

車両管理業務実施中の物損(受注者の管理上の責に起因する場合)

車両管理責任者等と30分以上連絡不能

*ただし、30分以内なら品質確保が保たれていると判断するものではなく、常に担当職員と迅速かつ確実な連絡体制を確保すること。

経路間違いまたは経路不知による到着時間の30分以上の遅延

車両の点検項目に記載のある事項における故障

車両管理業務実施中の交通違反による点数の減点または罰金

是正措置要求を受け報告を求められた場合における報告の提出期限の遅延

*総合評価落札方式により落札者の決定を行った契約に限る。

車両管理員が休暇等による際の代替車両管理員の配置不能・遅延

行政情報流出防止(守秘義務)に反した場合

車両管理業務運行前点検表

車 租	・車名		車両	番号	-										車両	管 理	員							•				年		月			
	点 検 箇 所	点 検 者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	前日の異常箇所	当該箇所の異常																															
	ブレーキペダル	踏みしろ、ブレーキの利き																															
	駐車ブレーキ	引きしろ(踏みしろ)																															
浬	原動機(エンジン)	かかり具合、異音																															
運 転 席		低速、加速の状態																															
での	ウィント・・ウォッシャ	噴射状態																															
点 検	ワイパー	拭き取りの状態																															
	メーター内の警告灯	各種警告灯の点灯・点 滅の有無																															
	◎ 空気圧力計	空気圧の上がり具合																															
	◎ ブレーキ・バルブ	排気音																															
ェン	ウィント゛・ウォッシャタンク	液量																															
ンジン	フ゛レーキリサ゛ーハ゛タンク	液量																															
・ル	バッテリ	液量																															
 	<u>ラジエターなどの冷却装置</u>	水量																															
の点検	潤滑装置	エンジン・オイルの量																															
快	△ファン・ベルト	張り具合、損傷																															
	灯火装置·方向指示器	点灯、点滅具合、汚れ、 損傷																															
		空気圧																															
車の		ホイールナットの締まり 具合、またはタイヤのガ タつき																															
の周りか	タイヤ	亀裂、損傷																															
からの		異常な摩耗																															
点検		溝の深さ		<u> </u>																													
	その他	傷・へこみの確認		_																							_				\bigsqcup	\sqcup	
		運行において異常が認 められた箇所の確認		_																													
		タンク内の凝水		_																												\sqcup	
	車両管理責任																																
注					考		検内容																										
	△ 印の点検箇所は、月	1回程度の実施とする。															異常な	ない	V,		要調整	整	A,		要修理	里乙	Δ,	要取		ζ,			
															20																		

令和	1 // /	11
14 (1)	7 / 西海	3
الو	4 . e . e . e . e . e	
7.43		

	\$P\$E\(\dagger\)	神奈川運輸支局長 神奈川運輸支局長
		كامس
自動車登録番号又は連両番	全 分子。 全 分子, 全 分子, 会 分子,	金
一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		6 9/4 5 6 6 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
横浜 504 は 807 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	25年 12月 14 型 乗用	
是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	* 早 (本)	大型積水散、量)、車・両・車・大量・・・車・両・総・重・量
ホンダ	296	kg 1620kg 2060kg
事。大台、大一番		幅 高之一前前輔重前後軸重後前軸重後後軸重
R K 1 - 1 3 2 3 2 1 0		
KKI-13232	動機の型式 (単二) 無期を無文は正義田ガヤ	169 910kg 710kg 710kg 710kg 710kg 数 2 数 2 数 2 数 2 数 2 数 2 数 2 2 2 2 2 2
	The state of the s	M
DBA-RK	1.99美女	16345 0150
所有者の氏名又は名称。		
所有者の住所神奈川県横浜市中区北仲通を加		[14003-0038]
使用者の氏名又は名称 ***		
→ 【 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~		
使用者の住所***		
使用の本拠の位置		
有効期間の満済事務は一番の場合を表現しています。 6年 2月 10日		
[横浜],継続極		制車, 近接排気騒音規制值 9.6 d
自動車重量税額 至3 2 8 0 0 1 1 1 日	発品・7.5% は静世 一番発養別に共享	規制適用車
置済み 置済み	・豆啉 10/0個が11 文機運用に11年	備実施状況]点検整備記録簿記載あり
令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモ	下处费值) 算定未了 受换形態』指闖	整備 土場
令和2年度燃費基準87%達成車 令和2年度エネルギー消費効率(WIICIF)	整備工場。	1 4 2 0 1 0 7 8
平成27年度燃費基準10%向上達成車	然實但是昇運素了	
平成22年度燃費基準2000年成重		
「走行距離計表示値」」(今和	生年1 月 2 5 日)	
[旧走行距離計表示值] 1/3/5, 5000 km (全	和2年11月27日	

面 ŧ سے 覧 下 さ W





自動車	検 査 証	令和 5年11月1	29日 神奈川運	輸支局長	4243	230966820		
自動凍造好色		神経養婦年月		世家用・事業用の別	型式指定者等	策號 " 奉 "		
鋏 504 1	£ 2932	平成 26年12月	小型乗用	自家用	16345	0166	1	
	.			# # 0 }				
シダ			ステーシ	ョンワゴン				
and a second second second	电台 番号		日本 一		総排気量又	3是将 出为	AND THE PERSON NAMED IN	
1-1405590			ガソリン			1.99 1	便内用	
	, it	原動機の型式管	San Tribut	前接軸重	後前軸重	快快報業	内侧	7 2 1
3A -R K1	R20A	41.4	91	0.1		700	保育Ⅰ	· 裏 - 南 _
東非定角	最大積載量	亚内里里	平西総主任	- E2	4	700 _{ks}	管 I	裏面も
		100					してく	は関
8	-, 1	1610 _{ks}	2050 _{kr}	469	169 🚙	181	·	寒
<u>-</u> AL		使用者の記. \$	又は名称				だき	3 T
東地方整備局		198.02	V 42 - 24 - 24 - 24 - 24 - 24 - 24 - 24				だきあい	子部品
				7 */			. Vi 19	1
. 考	differen			<u> 4 </u>			- ਜੋ ਜੋ	たまり たまり
平成口年騒音	ocur -> -> tmid	適用車 🦽		18			σ	ÇV
丁 [20] [丁 [49] [[5]	States 1 5 1 states	(100) A (10) A				- ^	. 7	き フー
.44 ****				John State Committee		1	-1	・ツー
							大 切	ا ک ہ
							Ĺ	* * !_
		. :		•		1		
	F**	:	and the second					
	•		CONCENSION CONC. NO. 10	3 533 880 533	E-1638ED C-1	ENG VECT	respective season	1559
								•
					N. T.			
9472JK8187037			國 国宁农福金					
			轡 国宁交通的			9636		

自動車検査証記録事項

421230966820

C		·i							
1.基本情報						•			
自動車登録番号又は車	両番号 横浜	504 J	2 9	3 2					
車台番号 RK1-	1 4 0 5 5	9 0					•		
登録年月日/交付年月日	平成 26年]	12月 8日 初度	登録年月	平成	26年 12月	有効期間の	満了する日	令和 7≰	_≠ 12 _月 7 _日
2.所有者・使用者情報									
所有者の氏名又は名称	関東地方整	備局							
所有者の住所	神奈川県横	<u>浜市中区北</u>	中通 5]	一目 5	7			[14	003 0038]
使用者の氏名又は名称	* * *								
使用者の住所	* * *	· .							
使用の本拠の位置									
3. 車両詳細情報		,				·			
車名ホンダ		•							[296]
型式 DBA-RF	X 1	e		原動機	の型式 R	2 0 A			
自動車の種別 小型	·	用途乗用		自家	用・事業	と 用の別	自家用		
車体の形状ステーミ	ンョンワゴン	<u> </u>	[003]	乗車定	員	8	最大積載量		— kg
車両重量 1610	車両総重量		2050kg	長さ	469 cm	幅	169 a	高さ	181 cm
前前軸重 910	前後軸重	後前 ¹	軸重	- kg	後後軸重	700kg	総排気量又は	定格出力	1.99 L
燃料の種類ガソリン			型式指定	E番号		16345	類別区分番号		0166
4. 備考		·							
[横浜],継続検査 自動車重量税額 ¥32 [24年度税制]平成2	,800 6年12月8日	新規登録 7.5	%減殺措 情				•		•
済み 令和12年度エネルギー 令和2年度燃費基準87	·消費効率(WL			1	. , .				
令和2年度エネルギー消 平成27年度燃費基準1	費効率(WLT 0%向上達成車				4.	•			
[走行距離計表示值] 1 [旧走行距離計表示值])	35, 400k 104, 200	m(兮和5年11 km(兮和3年1	月29日) 1月11	∃					
平成11年騒音規制車, マフラー加速騒音規制途 [受検種別]指定整備車	i用車						•		
「検査時の点検整備実施 「受検形態」指定整備工 「整備工場コード」 4 2	i状況]点検整備 ∴場	記録簿記載あり	,			•	•		
「空曜工場コート」42 以下余白 	01070	•							
							·		\$
L									

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両 I D T9472JK8187037





自	動	車検査証
	曲目	田 太工 上 二
	出川	
MI THE MORE	111	The state of the s

The state of the s	・事業用の別 車体の形状
令和 令和 令和 横浜 505 め 1540 乗用 自家	用 ステーションワゴン [003]
横浜 505 め 1540 車 名	載 量 車 両 乗 車 両 総 重 量
来 里 足 原 人 傾	
Coupli Coupling to the coupling of the couplin	1760
ニッサン [213] 7人 東 台 番 号 長 さ 幅	- 1760kg 2145kg 高 さ 前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
果. (A) 中 (B)	同公用的海里的议和里区的和重区区和
169 160	186cm 990ke 11 11 kg / kg 770kg
HC27=032387 468cm 169cm 点動機の型式 機構気量又は定格用力 燃 3	いますの 種類 型式指定番号 類別区分番号
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
6 A A - H C 2 7 H R 1 2 - E M 5 7 1.19 ガソリン	19713 0009
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
所有者の氏名又は名称 国土交通省 関東地方整備局	
所 有 者 の 住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57	[14003 0038]
使用者の氏名又は名称国土交通省、関東地方整備局京浜港湾事務所	
使用者の住所神奈川県横浜市西区みなとみらい6丁目3-7	[14004_0369]
Transport of the repercence of	
使用の本拠の位置	
有効期間の満了する日 令和 (4 男 月 日) (4 男	
111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
[横浜]/新規登録::: 以下余白	
自動車重量税額。¥15,000 本則税率適用	
[令和3年度税制] 令和4年10月7日 新規登録 50%減税措置	
済みが、対し後の大学・イー・イー・イングでは、これでは、これでは、「一個」	
令和12年度燃費基準80%達成車	
令和2年度燃費基準150%達成車	
平成27年度燃費基準20%向上達成車	
ハイブリッド車	
平成28年騒音規制車,騒音力テゴリーM1A1A	
近接排気騒音値 6.6.d B, 測定回転数 3.7.50 r p m	
(旧基準適用時測定回転数 / 4, 0.50 r.p.m)	
マフラー加速騒音規制適用車	451971











面 ŧ





更量和高櫃查点

自動車検査証 今和5年9月 自動車を発電号又は車両乗号 初度登録年月 横浜505 は9654 今和2年9月 *** *** ニッサン *** 産を参考 GC27-065533 事業を参加 「新規の監察 5AA-GC27 MR20-SM24 ※単定号 最大機能型 水本定号 最大機能型 水本定号 最大機能型 1660 (成年) 使用車の日 国土交通省 関東地方整備局 京浜港湾事務所	自動車の優勢 小型 スプガ	乗用 自家用 デーションワゴン 性 E の 程等 ツリン 前両動態 前状動態 950 kg 是こ	別 型式指定量等 19709 5 元 拉 整排気量页	0003	使用・保管してください	裏面もご覧くださ
日前年至年間で、13-5日 黄浜 505 は 9654 合和 2年 9月 モンサン 東 6 章 号 GC27-065533 世 5 MR20-SM24 東東定角 最大精製品 東西東京 8 1660 kg	1 小型 スガガ	乗用 自家用 単位の テーションワゴン 使取の種類 アリン 前期動態 制接動策 身50 展で 2100 68 468 cs	19709	は記略生力 1.99 ¹⁶ 保証報金 710 ₈₆ 高さ	・保管してくださいには電子部には電子部に	裏面もご覧く
表 全 ニッサン 第 5 巻 章 GC27-065533 5AA-GC27 無変容	ガ	デーションワゴン 使 P の 種類 ツリン 前面軸態 耐接動業 950 kg 長さ 2100 kg 468 cg 468 cg	被排灰建立 技術構造 KE NE	1,99 ¹² 後接軸差 710 ac 高さ	・保管してくださいには電子部には電子部に	裏面もご覧く
第 音 巻 号 GC27-065533	ガ	使 P の 程 第 ソリン 前兩軸患 前接軸禁 950 kg 長さ 2100 kg 468 cg	接頭輪差 大匠 城	1,99 ¹² 後接軸差 710 ac 高さ	・保管してくださいには電子部には電子部に	裏面もご覧く
型 式 原動機の型式 原動機の型式 AA-GC27 MR20-SM24 原理整理 原理整理 RATE RATE RATE RATE RATE RATE RATE RATE	華荷製重量	前前軸差 前接軸差 950 kg 及 5 2100 kg 468 cg 468 cg 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	KE KE	後接軸型 710 ac 高さ	・保管してくださいには電子部には電子部に	裏面もご覧く
SAA-GC27 MR20-SM24 東南東皇 東京東京 最大和戦皇 東南東皇 1660 kg 中田 東 の 氏		長さ 2100 kg 468 ca	and the Control Samp Agency Service (Control Service)	高老	管してくださ ICタグがあ	裏面もご覧く
乗車変換 最大種數量 無典重量 1660 kg		2100 kg 468 cm	169 cg.	186	を タグがあ タグがあ	もご覧く
				7.334	いり い。 ますの IC	たさ
<u>権 考</u> ハイブリッド車,平成11年騒音96dB,マフラ 一加速適用車				tario	ので、大切に	
The state of the s					<i>_</i> ₹	
Size of the property of the Control						

7

記録年月日 令和 5年 9月 1日

自動車検査証記録事項

421230718408

1. 基本情報		- All - Distance							
自動車登録番号又は車	両番号 横浜	505 N	t 96	5 4					
車台番号 GC27	-0655	3 3							
登録年月日/交付年月日	令和 2 _年	9月 16日 初度	登録年月	令和	2年 9月	有効期間の消	満了する日 令	介和 7 _年	9月 15日
2. 所有者・使用者情報									18.
所有者の氏名又は名称	国土交通省	関東地方	整備局						
所有者の住所	神奈川県横	浜市中区北(仲通 5 丁	1 目 5	7			[140	003 0038]
使用者の氏名又は名称	国土交通省	関東地方	整備局	京浜	港湾事務	所			
使用者の住所							004 0369]		
使用の本拠の位置	* * *								
3. 車両詳細情報							· ·		
車名ニッサン	1900			· 1					[213]
型式 5 A A - G C	2 7			原動核	幾の型式 M	R 2 0 -	SM24		
自動車の種別 小 型		用途乗用	1	自家	ま用・事美	業用の別	自家用		
車体の形状 ステーシ	/ョンワゴン		[003]	乗車:	定員	8)	最大積載量		– _{kg}
車両重量 1660	車両総重量		2100kg	長さ	468 cm	幅	169cm	高さ	186 cm
前前軸重 950	前後軸重	_ _{kg} 後前	軸重	— _{kg}	後後軸重	710kg	総排気量又は気	定格出力	1.99 kW
燃料の種類ガソリン			型式指定	定番号		19709	頂別区分番号		0003
4. 備考				-					1 2 2
「横査 3 2 2 1 5 成 2 2 1 3 1 年 2 年 5 成 2 1 5 成	年9月16日 5%達成車 車 0%向上達成車 4,800km 近接排気騒音規 用車 伏況] 点検整備	(令和5年9月1 制値 96dB		済					

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両 I D T9460TP4342415





	(RISES)	
由去川	運輸支層集團	
LL NV VII	運輸支局長	

日 期 早 検 金 証			<u> </u>
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	度登録年月 自動車の種別	用途、自家用・事業用の別	車体の形状
横浜 505 に 9152 - 1 ₁₀ 6 _{JJ} 24 _H		乗用 自家用 ステー 最 大 積 載 量 車 両	ションワゴン [003] 重量 車両総重量
ニッサン 車・台・番・号	[213] 8, 長 さ	「kg) 幅 高さ前前軸	
GC27-042116 型 式 原動機の	型 式 総排気量又は定格用力	m 169cm 186cm 93 燃料の種類	0 _{kg}
DAA-GC27 MR20-SM24	1.99	ガンリン	18384 0001
所有者の氏名又は名称 国土交通省 関東地方整備局			
所 有 者 の 住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1			[11005-0073]
使用者の氏名又は名称国土交通省、関東地方整備局、京浜港湾事務	务所		
使用者の住所神奈川県横浜市西区みなとみらい6丁目3-	- 7		[14004 0369]
使用の本拠の位置***			
有効期間の満了する日			
備 考 [横浜],継続検査 自動車重量税額 ¥20,000 本則税率適用 [31年度税制]令和1年6月24日 新規登録 25%減	[検査時の点 税措置済 [受検形態]	指定整備車 る検整備実施状況] 点検整備 指定整備工場 ュード] 42-01078	記録簿記載あり
令和12年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 令和2年度燃費基準達成車 令和2年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 算	算定未了 以下余白		
平成27年度燃費基準20%向上達成車 [走行距離計表示値]30,200km(令和4年6月16 ハイブリッド車			
平成11年騒音規制車,近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車			
	CHARACT CHAR	e a austa awwa aw	rem 中 2040年 - 国家教祭園 国際研究園

もご覧 下さい

裏面









自動車検査証	令和 5年10月16日 初度登録年年 自動車		1日・事業用の別	型式指定番号		atusi
横浜 505 と 6377	平成30年10月 小型	乗用自			0007	
<u>東 を</u> トヨタ		ステーション	文章 ほで月 ノロ ゴンノ	()t		
1 コン 素 日 養 長	The second secon	世界の		装排気造 素。	eran e	
NSP170-7174662		ガソリン	3.00		1.49 ^{kg}	使内こ
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	原動機の型式	前前軸重	前後數重	後前軸至	後後能言	用蔵の
DBA-NSP170G 2NR		770 _{ks}		L.	550,	・し裏保た面
東車定員 最大移載量	重両重量 車両総		Bē ji	\$£	8.5	保た正に
7 ks	1320 _{ks}	1705 kg	426 cs	169 👊	167	 してく、は電子
国土交通省 関東地方整備局京浜港	使用きの氏を式は 湾事務所	老 桁				ください
						いり品
備 考						・美印
平成11年騒音96dB, マフラー加速	適用車				risto di accesi	o C
						でナッ
					130 3 3	大切に

日本語 日外集日 日常経日 2.5.6004 956666 286674

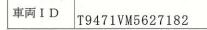
自動車検査証記録事項

421230843852

1.基本情報	
自動車登録番号又は車両番号 横浜 505 と 6377	-
車台番号 NSP170-7174662	
登録年月日/交付年月日 平成 30年 10月 31日 初度登録年月 平成 30年 10月 有効期間の満了する日 令和 7年 10月 マル	月 30日
2. 所有者・使用者情報	
所有者の氏名又は名称 国土交通省 関東地方整備局	12 .
所有者の住所 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57 [14003	0038]
使用者の氏名又は名称 国土交通省 関東地方整備局京浜港湾事務所	
使用者の住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい6丁目3-7 [14004	0369]
使用の本拠の位置 ***	
3.車両詳細情報	
車名 トヨタ	[194]
型式 DBA-NSP170G 原動機の型式 2NR	
自動車の種別 小型 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用	
車体の形状 ステーションワゴン [003] 乗車定員 7人 最大積載量	- _{kg}
車両重量 1320kg 車両総重量 1705kg 長さ 426 cm 幅 169 cm 高さ	167 cm
前前軸重 770 kg 前後軸重 -kg 後前軸重 -kg 後後軸重 550 kg 総排気量又は定格出力 1	kW 1.49 L
燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 18108 類別区分番号	0007
4. 備考	
[横浜], 継続検査 自動車重量税額 ¥15,000 本則税率適用 [29年度税制] 平成30年10月31日 新規登録 25%減税措置済み 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 平成27年度燃費基準20%向上達成車 [走行距離計表示値]32,000km(令和5年10月16日) [旧走行距離計表示値]19,700km(令和3年10月19日) 平成11年騒音規制車,近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制車,近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 [受検種別]指定整備車 [検査時の点検整備実施状況]点検整備記録簿記載あり [受検形態]指定整備工場 [整備工場コード]42-01078 以下余白	

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります







自動車検査証 令和 5年 8月10日 神奈川運輸支局長 421230667054 初度登録至3 目動車の権別 用途 目家用・事業用の別 壁式指定量等 類別区分置等 令和 3年 8月 普通 乗合 自家用 200 さ キャブオーバ 三菱 使用・保管してください。 内蔵したICタグがありますので、大切に フターでは電子部品(ICチップ)を 2.99 軽油 BE740G-150121 接任能源 1860_{ks} 2110_{ki} 2RG-BE740G 4P10 裏面もご覧ください。 高さ 乗車定員 最大権戦堡 699 .. 201 cm 273 5565 kg 3970 京浜港湾事務所 国土交通省 関東地方整備局 NOx·PM適合,平成28年騒音M3A1A 74dB 2.145 rpm (旧) 2.145rpm, マフラー加速適用車, 保安基準適用日 令和3年7月7日 T9469KW6884095

自動車検査証記録事項

421230667054

1. 基本情報				71		- 10 To	
自動車登録番号又は車両番号 横浜 200 さ 2794							
車台番号 BE740G-15012	1						
登録年月日/交付年月日	初度登録年月 日	令和 3	年 8月	有効期間の満	「アナる日 수	↑和 64	⊭ 8月 17日
2. 所有者・使用者情報					1	~ .	
所有者の氏名又は名称 国土交通省 関リ	東地方整備局				-		.*
所有者の住所 神奈川県横浜市「	中区北仲通 5 丁	一目 5 7				[14	003 0038]
使用者の氏名又は名称	東地方整備局		等事務所	听			
使用者の住所 神奈川県横浜市	使用者の住所						004 0369]
使用の本拠の位置 ***							
3. 車両詳細情報							
^{車名} 三菱 [318]							
型式 2 R G - B E 7 4 0 G		原動機の型	过 4	P 1 0			
自動車の種別 普 通 用途	乗合	自家用	・事業	用の別	自家用		-
車体の形状キャブオーバ	[012]	乗車定員		29人	最大積載量		— _{kg}
車両重量 3970kg 車両総重量	5565kg	長さ	699 cm	幅	201 cm	高さ	273 cm
	後前軸重	- kg 後後	養軸重	2110kg	診排気量又は気	定格出力	2.99 L
燃料の種類軽油	型式指定	定番号		類	別区分番号		
4. 備考	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1"			
[横浜],継続検査 自動車重量税額 ¥15,000 本則税率適月 「令和3年度税制」令和3年8月18日 新規 済み 平成27年度燃費基準10%向上達成車 使用車種規制(NOx・PM)適合。この自動車 x・PM対策地域内です。 [走行距離計表示値] 17,600km(令和5 [旧走行距離計表示値] 7,200km(令和5 平成28年騒音規制車,騒声測定回転数 2, 平成28年騒音値 74dB,測定回転数 2, 平接排気適用車(同基準適用車)定回転数 2, (旧基準適用を設置を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を開業を	登録 75%減税措 三の使用の本拠はNO 5年8月10日) 1年7月27日) 145rpm 己載あり	0					

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両 I D T9469KW6884095





申奈川運輸支	局長	
申奈川運輸支	局長	7

日期中使宜能					
自動車登録番号又は車両番号 登録年月日 初度登録年月	自動車の種別 用途 自家用・事業用の別 車体の形状				
平成 平成 平成 平成 平成 事 名 名	小型 乗用 自家用 ステーションワゴン [003] 乗車定員 最大積載量 車両重量 車両総重量				
ホンダ 車 台 番 号	8人 -kg 1620kg 2060kg 長 さ 幅 高 さ 前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重				
RK1-1311804 型 式 原動機の型式	469cm 169cm 181cm 910kg 1 kg 710kg 710kg 710kg 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
D B A - R K 1 R 2 0 A	1.99 ガソリン 16345 0150				
所有者の氏名又は名称 国土交通省関東地方整備局					
所有者の住所神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57	[14003 0038]				
使用者の氏名又は名称 国土交通省関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所					
使用者の住所神奈川県横浜市神奈川区橋本町2丁目1-4	[14002 0456]				
使用の本拠の位置					
有効期間の満了する日 令和 6日 年 月 日					
備 考 [湘南],継続検査 自動車重量税額 ¥32,800 [24年度税制] 平成25年6月7日 新規登録 75%減税措置済み	マフラー加速騒音規制適用車 [受検種別]指定整備車 [検査時の点検整備実施状況]点検整備記録簿記載あり 「受検形態]指定整備工場				
令和12年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 算定未了 令和2年度燃費基準87%達成車 令和2年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 算定未了	[整備工場コード] 42-010-78 以下余白				
平成27年度燃費基準10%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 「走行距離計表示値」112,500km(令和4年5月31日) 「旧走行距離計表示値」97,000km(令和2年5月29日) 平成11年騒音規制車,近接排気騒音規制値 96dB					









裏面もご覧下さい